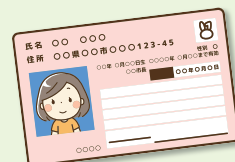


現行の健康保険証は令和6年12月2日以降、新規発行が終了となり、マイナンバーカードを基本とする仕組みに移行しました

1 令和6年12月1日現在、マイナ保険証^(※)を登録している方

令和6年12月2日以降も引き続き、マイナ保険証を使用してください。

※「マイナ保険証」……マイナンバーカードを健康保険証として利用できるよう、国のマイナポータルに登録したもの



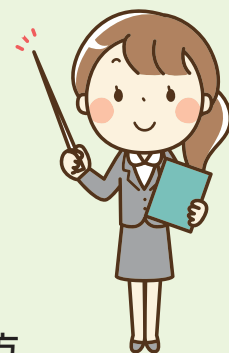
2 令和6年12月1日現在、マイナ保険証^(※)を登録していない方

1) 令和6年12月2日以降も、マイナ保険証を登録していない方

令和7年12月1日までは(従来の)健康保険証を使用することができます。

令和7年12月2日をもって無効となった健康保険証は回収しないため、ご自身で適切に処分してください。

また令和6年12月2日以降も、マイナ保険証を登録し使用を始めることができます。



2) 令和6年12月2日以降に健康保険証を紛失した方または氏名変更した方

所定の届書と「資格確認書(再)交付申請書^(※)」をご提出いただくと、「資格確認書^(※)」が交付されます。

※「資格確認書」

医療機関や薬局での健康保険資格はマイナ保険証での確認が基本となりましたが、マイナ保険証または(従来の)健康保険証をお持ちでない方はこれがないため、有効期限を定めて交付するものです。

「資格確認書」では、マイナ保険証を基本とする仕組み(国によるオンライン資格確認システム)は適用されないため、患者はよりよい医療その他のメリットを受けることはできません。

滅失・き損などの理由による「資格確認書」の再交付手数料は1通1,000円です。

※「資格確認書(再)交付申請書」その他届書

当健保HP画面左側「届出用紙等ダウンロード」をご参照ください。

3) 令和6年12月2日以降に資格取得する方で、下記①～③に該当する方

事業所が行う所定の届出手続の後、「資格確認書^(※)」が交付されます。

①マイナンバーカードを紛失した方

②マイナンバーカードを更新中の方

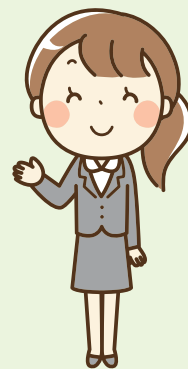
③マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が要配慮者等に同行して資格確認を補助する必要がある場合

4) 令和6年12月2日以降に資格取得する方で、下記④～⑧に該当する方

事業所が行う所定の届出手続の後、「資格確認書(※)」が交付されます。

(「資格確認書交付申請書(※)」の提出は不要です。)

- ④マイナンバーカードを取得していない方
- ⑤マイナンバーカードを保有しているが、マイナ保険証の利用登録を行っていない方
- ⑥マイナ保険証の利用登録解除を申請した方、または利用登録を解除された方
- ⑦マイナンバーカードの電子証明書が有効期限切れの方
- ⑧マイナンバーカードを返納した方



3

令和6年12月2日以降のその他取扱い

1) 特定疾病療養受療証

従来どおり、申請手续が必要です。

2) 限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証

マイナ保険証を登録していない方は所定の申請書をご提出いただくと、限度額適用認定証等が交付されます。

マイナ保険証を登録している方には交付されません。

3) 高齢受給者証

マイナ保険証を登録していない方には交付されますが、マイナ保険証を登録している方には交付されません。



マイナンバーカードを ご利用ください



マイナンバーカードの保険証利用登録がまだの方



マイナ保険証の利用登録は
窓口(医療機関・薬局)のカードリーダーでもできます。

